

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（損益計算書の区分）</p> <p>第四十八条　【略】</p> <p>2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、受取配当金、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）、のれんの償却額、租税公課（外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）を含む。）その他の収益又は費用の性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない。</p> <p>〔3～5 略〕</p>	<p>（損益計算書の区分）</p> <p>第四十八条　【同上】</p> <p>2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、受取配当金、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）、のれんの償却額、その他の収益又は費用の性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない。</p> <p>〔3～5 同上〕</p>

備考　表中の「」の記載は注記である。